第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない八幡浜を目指して

安全で安心な八幡浜を実現させ、高齢者、障害者等を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない地域づくりを目指 すべきであり、積極的に交通安全対策を実施することにより、交通事故を減少させる ことができるのではないかと考える。

今後も、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要があり、交通社会に参加するすべての市民が交通安全に留意するとともに、より一層交通安全対策を充実していくことが必要である。

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるが、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現されていくことが有効であり、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な市や警察署の役割が極めて大きい。

その上で、行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその 連携を強化し、また、住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、 評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効である。

中でも、交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど 交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者 等の参加や協働は重要である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災 と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

本市の交通事故による24時間死者数(交通事故発生から24時間以内に死亡した人数)は、昭和63年の6人(平成17年以前は旧八幡浜市、旧保内町の合計数)とピークを迎えたが、その後微減し、平成20年及び平成21年には1人となり、第8次八幡浜市交通安全計画の目標である1人以下を達成したが、平成22年においては3人となった。

また、交通事故件数は、年による増減はあるものの、事故件数は年平均150件前

後で推移しているのに対し、傷者数は年々減少し、第8次八幡浜市交通安全計画を 策定した平成18年には227人であったのに対し、最終年である平成22年中において は159人となった。

近年の八幡浜警察署管内の交通死亡事故の主な特徴は次のとおりである。

- ① 65歳以上の高齢者の関係する事故が依然多発傾向にあり、昨年発生した交通事故の半数以上、死者についても3人すべてが高齢者である。
- ② 道路別では、国道での発生が一番多く、全体の半数以上占めているが、県道、市道では減少した。
- ③ 類型別では、追突事故が53件と一番多く、全体の36.3%を占めている。
- ④ 事故原因別では、前方不注意、安全不確認等の安全運転義務違反が半数以上を 占める。

2 道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、車両保有台数及び自動車走行台キロについては、今後減少することが見込まれる。このような中、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加に伴う高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

3 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、高齢化の進行により、交通弱者と言われる高齢者の歩行中、自転車乗用中の事故や、高齢運転者が関係する事故等の増加が見込まれ、今後なお一層憂慮すべき事態になることが懸念される。

Ⅱ 第9次交通安全計画における目標

交通事故による死者数をゼロとし、市民を交通事故の脅威から守ることを目指すものとする。

言うまでもなく、本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、今後はさらに、死者数減少を始めとする交通安全対策を実施するに当たり、交通事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者を確実に減少させることを目指すものとする。

さらに、歩行中及び自転車乗用中の死者数についても、道路交通事故死者数全体の減少割合と同程度又はそれ以上の割合で減少させることを目指すものとする。

そのため、市及び関係行政機関は、市民の理解と協力の下、次のⅢの視点を重視して、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進する。

Ⅲ 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による死者数及び死傷者数が減 少傾向にあることから、これまでの八幡浜市交通安全計画に基づき実施されてきた対 策には一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本 としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事 故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、 有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その 実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全 運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充 実、⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進といった交通安全対策を実施 する。

その際、最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後対策を実施 していくに当たっては、特に、次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべ きである。

1 高齢者及び子どもの安全確保

高齢化が進む本市においては、交通事故死者のうち高齢者の占める割合が極めて高いこと、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的な交通安全対策を推進するべきであり、また、交通手段による相違、すなわち、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築するべきである。特に、後者については、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、加齢による身体機能の変化にかかわりなく、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、交通安全活動を、高齢者が日

常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、 高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に 密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

また、高齢社会の進行と同時に考えなければならないのが少子化の進行である。 安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点 はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求め られる。

このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

2 歩行者及び自転車の安全確保

八幡浜警察署管内では、平成22年交通事故死傷者数が181人であり、その内高齢者の歩行者事故及び自転車事故が18人、子ども(中学生以下)の歩行者事故及び自転車事故が4人となっており、全体の12%を占める。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、 歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、 自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間 の確保を積極的に進める必要がある。また、自転車利用者については、自転車の交 通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行 動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

3 生活道路及び幹線道路における安全確保

歩行者・自転車利用者の死者数、死傷者数の割合が高い水準で推移している状況を踏まえ、今後は生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を総合的なまちづくりの中で一層推進する必要がある。このためには、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の

検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な 課題となる。